

百姓代の成立とその変遷（下）

— 豊後国日田郡鎌手村の場合 —

渡 部 哲 治

二 元禄期頃までの村落構造の変化

—元和五年の「鎌手村銘細帳」を中心にして—

元和五年の鎌手村田方検地帳によると、名請人として登録されたものは十九人、その元和五年当時（・先述したが張紙があり、長期間使っていたと思われるので、その紙を除いた部分）の内訳は次表の通りである。

名請人 (分付的地位 をも含む)	分付主的立場の農民
伝右衛門	伝四郎、又蔵、忠八郎、源左衛門、源兵衛、源三郎、源四郎
九郎兵衛	
三介	
三九郎	
藤七郎	
源兵衛	
七郎	
与作	
又右衛門	
与次郎	
萬右衛門	
与市	
弥七	
源左衛門	
太郎左	
弥三郎	
四郎左衛門	
藤右衛門	
与吉	九郎左

この表によれば、元和五年時には、複雑な村落構造を持つていたことが察せられるのである。それは伝右衛門と源兵衛・源左衛門に端的に示されていると思われる。

伝右衛門の場合、伝四郎の田地を分付と同様の位置にありながら名請し、また血縁的には全く結びつかないと考えられる又藏、忠八郎、源三郎、源四郎などの田地を名請人として耕作していることは、伝四郎などの分付主的農民よりも身分的に隸属していると考えられるのだが、しかし、その反面すでにこの伝右衛門は、ある程度の自立の道をたどっており、七人の人々の耕作地を名請していくことが判明する。さらに伝右衛門の名請している耕地の所有者達の中に源左衛門・源兵衛・源三郎・源四郎と同血縁関係にあると考えられる者達が、別々に田地を名請していることから、血縁内部の分家も進展しており、その史料上の表現であろうと考えられる。また源兵衛や源左衛門のごとく、名請人の所にも、その耕地の実質的所有者の方にも名前がみられる農民達は、中世的隸属関係をある程度脱し、またある程度残しているものであろうと思われる。従つてまだ完全には、隸属関係にあつた農民は自立しえず、その過程であつたと言えるであろう。つまり、新、旧本百姓の丁度交替期にあたる訳である。

元和五年の鎌手村田方検地帳に次のような記載がある。(以下(一)はすべて渡部による。張紙は便宜上横に付記した。)

	同所	(山ノ下)
一 下田	拾間	
	四間半	
一 上田	廿六間	
	拾間	
		同人
		八畝廿步
		同人
	巷石	武斗八升三合三勺三才
	武畝五步高	三斗三合太郎右衛門
	武畝五步高	三斗三合安郎十
	武畝五步高	三斗三合彦三郎

(張紙)

ここでは「入九郎三」が問題となるところである。この九郎三の具体的な身分、社会、経済的な与吉との関係は明らかではない。しかし、この「入・」と肩書きを付けた人々は「入作」と言われる他村よりの入作ではなさそうだ。と言うのは「入・」と肩書きを付けた人々が同検地帳に名請されているし、他に何も理書きのないところから、これは、いわゆる分付と同じ表現と理解したい。つまりここでは九郎三の所有地を与吉が耕やしていると解したい。従つて検地帳には実際の耕作者としての与吉が名請しているものと思われる。⁽²⁾

この山ノ下の与吉の名請した土地は以後、何らかの理由で太郎右衛門以下三人に均等に分割されてしまう。均等に分割されたことは何らかの事情の存在を知らしめるがはつきりしない。しかし、これはまだ完全に与吉は独立、自立はしておらず身分的に或いは経済的にか「入・」を付けた九郎三に隸属していることを示すものとおもわれる。⁽³⁾

木水
一下田
廿四間
六間

五畝十五歩
五斗五升

四郎左衛門

内
四畝武拾四歩三左衛門方ニ成ル
高四斗八升
武拾七步四郎左衛門分

高七升

當地主長左衛門
(張紙)

(張紙)

この場合も名請人の四郎左衛門から、地主が長左衛門に変わり、或いは三左衛門、四郎左衛門に再度分割される。土地所有者の変化がうかがい知れる。

更に次の例は

同所（道下）

一上田十四間
拾式間

五畝十八歩 三九郎
七斗八升四合

此五畝十八歩高七斗八升四合天和四年
子三月より四郎左衛門高ニ入ル
但袖木惣三郎手前より半左衛門可い取申
候ヲ半左衛門手前より利弥七ニ譲り申候
ニ付四郎左衛門ニ入ル

（張紙）

（・・・中略・・・）

同所
一上田拾五間
十間

六畝拾歩 三九郎

内三畝高肆斗四升、元禄十年丑六月より又四郎ニ譲り渡候

（中略）

同所（川清口）
一中田拾七間半
八間

三畝武歩 同人
三斗六升八合
(四郎左衛門)

貞享五年辰ノ年五々三郎二分

(以下略)

道下の上田五畝十八歩は元和五年当時には三九郎が名請されているが、先ず柚木の惣三郎に渡り、惣三郎から半左衛門が「可い取」り、半左衛門から亦七に「譲り」四郎左衛門の「高ニ入ル」訳であるが、注意されるのは「可い取り」と「譲り」の二種の表現と「天和四年子二月」と言うようにはつきりと年月を示している点である。それは次の史料でも「元禄十年丑ノ六月又四郎ニ譲り渡候」と言う表現の如く原則的に同一の形態をとつてゐる。年月日を明確に記してあることや「譲る」とか「可い取」と言う表現から、江戸時代初期に太閤検地の志向した一地一作人の原則による農民の自立に伴う分地ではなく、また亦七、四郎左衛門は元和五年には検地帳に名請されており別の經營をしている点からも、質流による「可い取」「譲り渡し」であると考えてもよさそうだ。このような例は、元禄六年の「新田畠検地帳」にも見えるところである。

同所
一三拾壱間半 下々田 壱畝拾六歩半 吉左衛門

當地主五左衛門
享保十三年五月
村萬兵衛ニ入ル
(張紙)

これによつても、幕府法令が元禄期より質地中心の掟になる事実と考え合わせても、このような地主の変動は質地によるものと考えても良さそうだ。
以上のことを要約してみると、元和五年頃から地主の変遷がかなりはげしく、時代が下るに随つて田地を手離さざるを得ない

いものや、その土地を集めていく層があり、その土地の集積に際して質地が行なわれていたらしいことも指摘した。つまり元禄期ころから新しい質地小作と言う経済的関係に農民が組み込まれていることがわかる。と同時にこの鎌手村の村落構造の変化が進行し、激しく農民身分の変動があつたことが感じられる。このことは、具体的に史料を欠くために詳しく述べきれない。

しかし、この動きが享保二年には村役人層、本百姓、水呑と落着していることは確実である。

註（1） しかし、「ここでなぜ、分家していると思われる源三郎や源四郎が名請人として現われないのか」と言う疑問が残るが、この村は、畠方の村であり、田方に比して約三倍の面積があり、畠方の方に名請されていると考えられる。例えばこの元和五年の田方検地帳にも「田成畠」の記載例があり、田方より畠方の方が有利であつたとも考えられるからである。

（2） 先述の分付的、分付と同様と言うような表現は以上の理由による。

（3） この身分表示とも言うべき「入・・・」の記載は天和、元禄の新田検地帳には見られない。

三、享保期の「明細帳」による村落構造と百姓代について

享保二年の村銘細帳に百姓代の初見があるのだが、この銘細帳から、その時代背景と言うべきものを見ていく。

これによると、本百姓五十七人、水呑三十人、家数合計八十七軒、人別四百八拾六人、一軒当り五、六人で単婚的小家族への移行が見られ、村役人、本百姓、水呑と言う村落構成になっている。前章でみたように、自立して本百姓化した階層と自立しても無高で水呑となっている階層とが現われ、その中で特に有力で田地を集積できた者が村役人になつてていると思われる。庄屋・茂左衛門、組頭・甚右衛門、伝兵衛、源左衛門、惣百姓代・徳兵衛、茂右衛門である。

この中で先の元和五年の検地帳に名請されていたものは、基石衛門、源左衛門であり、他は伝兵衛が「入・・・」の肩書をつけて名請されている。これはもちろん同一人物ではないが、元和五年には耕地の所有権を持たず（（検地帳に記載されている限り）他の農民の耕地を名請していたのにもかかわらず、享保二年には組頭役に任じられる程成長したことを示すと同時に、

この村では、伝兵衛一人に限らず、遅くとも享保二年以前に旧本百姓と新本百姓の力の水準化をみていることが推察できる。百姓代は徳兵衛、茂右衛門とともに元和五年「鎌手村御検地野帳」にも、天和三年、元禄六年の「新田畠検地帳」にも、その名請した田地はなく、詳細は明確でない。

さて庄屋であるが、百姓代が彼らの年貢諸役割付に対する検視のため置かれた訳であるから、その動きを見ておかねばならない。

庄屋持高は、村高「武百四拾六石式斗壱升壱合」の約一割六分に当たる「三拾九石八斗五升三合」を占める。これは組頭三人分の持高三拾八石三斗九升四合を上まわり、その大高持ぶりが知れるのだが、さらに、この庄屋には、

(前記銘細帳)

一村中ち家一軒ち庄屋方へ、壱ヶ年三度之加勢仕候、尤当年ち者武人も召仕申告ニ相究申候御事。
と、一年に三度、庄屋の家で村民を働かすことを強要し、今年からは、おそらく、昨年までは家一軒につき、年三度、一人づつの加勢であったものが、その倍の年三度二人づつと規定され、一般百姓に対して非常に強力な支配力をを持つに至っている。従つて百姓代は、これらの諸権威が庄屋の手に掌握され始め、先にみた質地小作が展開する中に成立したものと思われる。

享保十年の明細帳によれば、本百姓が増加し「六拾三人」水呑は「武拾六人」となり、わずか八年間に本百姓は六人増し、水呑が四人減少する。庄屋は同二年と同じく茂左衛門、組頭は源左衛門、伝兵衛、惣右衛門、又左衛門とな
る。ここでは庄屋、組頭役が、組頭の甚左衛門から惣右衛門に変化したことと、水呑も減少したこととを照應する。つまり、百姓代に任じられる者は、未だ庄屋、組頭とも二人とも変化していることは注目に値する。これは本百姓の増加とも関連があると思われる。何故ならこの本百姓の増加は後、明和年間にまで続いている。明和期には本百姓「七十六人」「水呑十九人」となり、後にこの相対的な変化が落ち着きをみせる文政頃から、半兵衛家が百姓代を世襲することとも照應する。つまり、百姓代に任じられる者は、未だ庄屋、組頭とも肩を並べ得る力を持たず、また百姓代の変遷は本百姓の質的な、数的な動きと関連していることを意味するのであろう。

史料の制約から具体的に百姓代の成立を追求できなかつたが、その成立の背景はある程度明確になつたと思う。

四 八人の百姓代

元文五年に八人の百姓代が出現するが、地方凡例録等から判断しても特異なケースと言えよう。家数九十軒ほどの村に八人はいささか多すぎるのだが、この原因を考えることは、百姓代（＝一般的な意味での）の成立にあるヒントを与えると思われる所以以下それを考察し、その意味するところを考えてみることにする。

添證文之事

一 鎌手小五馬村諸御用ニ付、百姓寄合、臨時入用之儀者、只今迄者鎌手壱ヶ村ニ而割合候、此段ハ小五馬村御用も鎌手村ニ而相勤之義ニ候ヘハ、両村高割可然儀ニ有之候ヘ共、數年割合不仕来筋を以、臨時入用之分ハ、銀高三分壱懸り小五馬村ト差出申告ニ相極候事

但、右割合ニ相成候上ハ・・（中略）寄会之入用可成たけ相減候様ニ庄屋、組頭別而吟味可仕候。

一 絵踏入用之儀：（中略）・・家別老人ニ付三文つゝ差出候筈ニ相極候。尤、此外入用有之共割賦不仕筈ニ候事

但三文つゝ人別差出候義是又、時節ニち壱文ニ而も減可申候。其時々吟味致、減少候様可仕候。

一 鎌手役家之儀、小五馬村も同然之事ニ候間、繕入用等両村割合ニ而可差出候。尤入用多不相掛様ニ兼而心懸可申事。
（中略）

右者、此度書面割合之儀、内所ニ而落着不仕候ニ付、鎌手村ヲ御窺可申上由、被申出候ニ付、各別拙者共御立合申御相談仕、向後割合之儀、書面之通、双方少茂無違乱納得之上、相極候。為後日一札連判仕、双方取替置候処、毛頭相違無御座候。以上、

元文五年申五月四日

鎌手村莊屋

貞右衛門（印）

同村組頭

惣右衛門 (印) 伝兵衛 (印) 助衛 (印)
孫右衛門 (印) 八右衛門 (印) 又三 (印)
徳吉兵郎衛門 (印) 吉兵郎衛門 (印) 三郎衛門 (印)

新右衛門 (印) 右衛門 (印) 左衛門 (印)
与助衛門 (印) 助衛門 (印) 左衛門 (印)
兵衛門 (印) 門 (印) 門 (印) 門 (印)

小五馬村百姓代

(三名略)

(組頭二名略)

(以下略)

これによると、小五馬村（鎌手村の隣村、庄屋は鎌手村兼帶）の臨時入用（絵踏、御役人廻村などの入用）を「只今迄は鎌手村一村ニ而割合」ってきた訳だが、この後は三分の一を小五馬村が請負うことになった。その取きめに際する証人の「添証文」である。取り決めの経過は明らかではないが、事の起こりは、どうやら庄屋の不正にありそうだ。

奥書きの「書面割合之儀内所ニ而落着不仕候」から考えると、鎌手村の百姓達には、小五馬村の臨時入用をも請負い、その

上に庄屋・組頭などの不正があった。そして、それが全村民にとって大なる負担であったことは、各条項に但し書きを付け、必ず「成たけ減候様」とか「減少侯義」とか、「多不相掛様ニ」と言う注意事項を記載してあることからも知ることができる。また「鎌手村ち御窺可申」と言うことは、このような庄屋の不正に対する鎌手村村民の下からのつき上げが予想できる。その理由は庄屋（鎌手、小五馬両村兼帶）は割付に対する不正で利益を働いても、小五馬村農民は鎌手村が割付を請負っているので、何ら異議の申し立て理由はないからである。その農民のつき上げにより、庄屋は「鎌手村より」窺いを立てざるを得なくなつたと考えられる。このような事情が八人の百姓代を成立せしめたものと理解せざるを得ない。

つまり八人の百姓代の成立は、このような庄屋の不正により百姓代が一般的に成立するヒントたり得るのである。この八人の百姓代を見た元文五年から五年後の延享二年には小五馬村と鎌手村との間に村出入があり（同年「草葺伐取^{虫損}場所取極書附之事」）、この年には百姓代は四人となる。

更に延享四年には志屋村と川境の「隠連瀬」を廻り村出入があるが、百姓代はまた一人減少し三人となり、寛政四年以降は一人になつてしまふ。この村出入が存在するのに百姓代の減少を見る事態は、百姓代の性格、任命、役割とも深く関連し、まだ多くの問題点を含有しているけれど紙数の点などから次期に譲ることにしたい。

また、百姓代の性格が大きく変化し、後にみられる、百姓代と百姓惣代の併存や、百姓代の世襲も重要な意義を有すると考えられるが、またの機会に譲りたい。

（完）

（大分県立日出養護学校勤務
大分郡庄内町東長宝・小野則吉方）